

令和元年9月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年9月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年 9月20日(火) 午前9時30分～午前10時56分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 39人

農業委員 12人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 11. 松岡 繁 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 下川 洋志 | 12. 平池 收 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 | 16. 宮岡 里美 |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 16. 岡原 徹 | 24. 小林 繁 |
| 3. 田中 義啓 | 10. 大林 春樹 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 |
| 4. 大西 亘 | 11. 三木 徹 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 12. 寒川 弘 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 6. 坂井 清照 | 13. 尾松 英二 | 20. 宮本 政信 | 29. 滝 壽義 |
| 7. 内田 久夫 | 14. 松原 正春 | 21. 津郷 憲一 | 30. 鎌田 光男 |
| 8. 多田 輝美 | 15. 山地 正詞 | 22. 小路 敏弘 | |

欠席委員 7人

農業委員 4人

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 3. 尾野 弘季 | 6. 鈴木 茂昌 | 8. 高吉 和博 | 10. 岩崎 道彦 |
|----------|----------|----------|-----------|

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 2. 田村 元良 | 23. 入屋 岩義 | 28. 誦石 泰弘 |
|----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

担当長 塊場 具視

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の全体見直しについて
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見について
3. その他

土地に関する議題

議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第56号 非農地照明願について

議案第57号 許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

●事務局長（長法秀樹君） 皆さん、おはようございます。まずお手元に配付してあります、資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に農家相談開催結果と次回日程）、②9月16日付日本農業新聞コピー、③丸亀市農業振興地域整備計画の全体見直しについて、④令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見について、⑤農業委員会視察研修について、⑥該当者だけになりますが、利用意向調査票（再調査票）、⑦普及センターだより、⑧集落営農通信です。不足がありましたら、お申し出てください。よろしいでしょうか。それでは恒例の活動記録簿の確認です。本日、総会の出席も、忘れずに記入してください。前総会から本日までの活動を、記入してください。または、記入されてることを確認をお願いいたします。それでは、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。ただいまから、令和元年度9月定例総会を開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。今年の夏は猛暑です。9月に入っても猛暑が続いています。最近、朝晩が涼しくなったと思っていたら、台風が発生しました。皆さん、忙しい中、9月定例総会にご出席いただきました。ありがとうございます。農業委員会事務局に来て、文書の決裁をしておりますと、遊休農地の苦情がたくさん、あります。局長と次長が中心になって、現地調査をし、対応の結果を記録に残しています。委員の皆さんにも、同行していただいております。事務局も大変ですので、委員の方々には、ご協力をお願いします。遊休農地も、さらに増加していくのではないかと、私は心配しております。社会情勢、また、農政に起因しているのが大きいと思います。お手元にコピーを配布していますが、先日、日本農業新聞を読んでいたら、獨協大学の安藤さんという教授が講演した内容と論説が掲載されていました。講演の内容ですが、今の農政は担い手を絞り込む政策が突出している。農村社会のビジョンを変えている。農地利用のあり方と農村社会の姿を示す政策を再考すべきだと提起されています。地域農業や農地利用のあり方が描かれていないことを農政の課題に挙げています。担い手への農地の集積によって、農地を守り、農村という器を整えるが、暮らし方や社会のあり方が見えてこない。農村政策の再考を提起しています。それから、水田農業政策については、自給率を上げない政策になっている。大規模農家ほど補助金への依存度が高く、単価を引き下げれば、経営は危機に陥り、農業が崩壊する恐れがある。2010年以降は、それまでと異なり、農業経営体が減少しても、農地の集積につながらない傾向が顕著になっていると指摘している。日本農業は縮小・再編過程に入ったと分析し、後継者が不在で、今後、農地を誰が引き受けるのかという問題が深刻化

する。特に、集落営農の担い手がいない割合が5割を超え、危機的な状況に陥っていると懸念を示しています。論説に掲載されていたのが、安倍改造内閣と新たな自民党体制が始動しました。農政課題が山積するなかで、生産基盤の強化、地域政策の実行力が問われています。民主的手法を提示し、官邸主導の強硬姿勢を改め、農家の厳しい現状を踏まえた生産現場本位の運営が求められる。農林水産業の成長産業化を掲げ、農業産出額の増加や農産品の輸出増などで成果をアピールしている。しかし、最大の目標である所得増加につながっているとは言いがたく、農業の生産基盤の弱体化が顕在化している。官邸主導の政策決定で、農協改革や米の生産調整見直しを始めとする規制緩和、農業改革が相次いで行われている。規制改革推進会議などでは、当初、農業の専門家が不在で、議論の内容が不透明だった。新たな農村基本計画策定に向けた議論が本格化していく。我々を取り巻く農業の状況は危機的状況であります。ぜひ、丸亀市全体の農業をどうするか、ということをご地区会議等で、皆さんに検討していただきたい。今後も遊休農地発生防止に取り組んでいただきたいと思っております。それでは、座って議事を進めます。

本日の出席委員は12人でありますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、13番の村山委員と14番の大林伸嘉委員にお願いいたします。それでは農政に関する議題に入ります。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは農政に関する議題ですが、1「農業振興地域整備計画の全体見直しについて」となっています。報告といたしまして、1「定例農家相談会の開催結果について」、2「令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見について」となっています。よろしくお願ひいたします

●会長（松岡繁君） それでは、「農業振興地域整備計画の全体見直しについて」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 農林水産課の栗岡と申します。よろしくお願ひいたします。事前の資料発送ができませんでした。お詫び申し上げます。事務局と相談していたところ、不足しているところがあるので、作成し直しました。そのため、当日配布となりました。丁寧な説明を心がけますので、よろしくお願ひいたします。現在、農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましては、県と協議を進めておりまして、ほぼ全体像が決まりましたので、今日、総会の場で説明できるようになりました。最終的に、農業委員会の同意をいただいて、県との協議を開始となります。ご協力、よろしくお願ひいたします。座って、説明いたします。丸亀市農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき作成されます。今回の見直しは平成27年の国の基本指針、平成29年の県の基本方針が見直されたことに合わせまして、本市において、前回、平成24年の計画策定から5年以上が経過していることから、中間見直しとして、平成30年度から着手しております。今回の見直しは中間見直しにあたり、計画の中でも確保すべき農用地

区域の見直しと農業就業者数や市内の農産物の生産等、国勢調査や農林業センサス等の統計情報を基に、現状の数値に合わすことを基本としております。それでは、今回の見直しの概要について、お配りしている資料を基に説明いたします。1点目、変更時期についてですが、本年、令和元年12月末の完了予定です。資料をご覧ください。農振除外の受付停止が平成31年2月から12月までとしております。9月の議会が始まりまして、都市環境委員会で内容を説明しました。10月、丸亀市総合農政推進協議会に諮りまして、計画書をいただく予定になっております。関係機関との調整としまして、農業委員会、土地改良区に説明いたします。10月に同意をいただきたいと思っております。事前調整を、昨年から、進めております。9月に入りまして、踏み込んだ内容の事前協議をして、10月中旬に協議書を提出します。県の同意を得られたら、公告縦覧、異議申し立て期間を経て、県知事への申請になります。予定では12月末に県知事の同意をいただき、12月末に公告します。令和2年1月から、新しい計画を基に、2月に農振除外の受付再開を目指しております。資料の1枚目に戻ってください。2点目、これまでの経過です。意向調査を平成30年6月から9月に実施いたしました。意向調査の結果を集計・整理いたしまして、平成31年2月に丸亀市総合農政推進協議会に諮りまして、原案の承認を受けました。これを受けまして、平成31年2月から令和2年2月まで、農振除外受付を停止することとしております。3点目、今回の見直しの概要です。農用地区域の設定について、見直しを行います。除外する区域の考え方について、箇条書きにしております。①今後、都市化が進む可能性のある区域について、都市計画法による都市計画区域への農用地区域の設定は行わない。②都市化が見込まれる幹線道路沿いについて、主な国道、県道沿線を除外の対象といたします。国道11号、国道32号に関しましては、前回の計画の段階で、ほぼ除外ができていますので、今回、国道438号につきまして、検討いたしました。いずれも③にあります、土地改良事業実施区域のほ場事業受益地については、対象としておりません。具体的には、基盤整備地と多面的機能直接支払交付金事業の受益地になっている所は、農用地として確保する方針です。④農業振興地域内の農地所有者の意向。意向調査を実施いたしまして、今後、転用する計画がある場合は、関係者と協議して、除外を検討します。2ページです。意向調査の結果です。調査の対象者は、農業振興地域内の農地所有者7,742件、36,981筆です。調査内容は、今後、転用の意向があるかどうかの回答をいただくもの。農業振興に関係するもの。回答率は47.7%でした。除外希望は63.6ヘクタール、転用希望は10ヘクタールでした。5点目、除外区域の設定作業についてです。前回、平成24年の計画策定以降の農地の変更、個別の農振除外がされた農地、公共事業等で既に所有者が変わったもの、それと荒廃農地、こちらの方は農業委員会も農地パトロールの判定結果を基に整理しました。また、これに加え、除外・転用希望の反映を検討いたしました。当初、土地改良事業等の補助事業受益地については、農用地として確保する方針でしたが、意向調査を始めたところ、多面的機能直接支払交付金事業の受益

地の除外について、非常に多くの問い合わせがありました。これらのうち、法定の除外要件の再調査をしまして、充足度の高いものは除外することとしました。その代わりに、除外希望の農用地、法定の除外要件の充足度の低いもの、また、周囲が囲まれていると、除外することによって周囲の農業に影響があるところは引き続き農用地として確保します。現在、前計画から約184ヘクタールを除外し、10ヘクタールを編入し、見直し後の農用地区域の面積は1,980ヘクタールを確保する予定です。184ヘクタール除外の面積の内訳ですが、農地への復元が困難な荒廃農地（農地パトロールの結果を反映）、主に山間部にある農地が65ヘクタールで、全体の35%、次に多いのが、前回の見直し以降、個別の農振除外となった農地が52ヘクタールで28%となっております。補足で、農地パトロールの結果について説明いたします。山間部を中心に、今回、除外の対象としております。平野部の荒廃農地については、除外となっております。周囲の農業への影響も考慮しております。6点目、農用地区域面積の妥当性についてです。184ヘクタール除外が適切かどうかの判断の指標として、香川県下の目標面積を目安としたとき、どうなるかということを検討いたしました。香川県全体で平成26年農地25,900ヘクタールに対しまして、令和元年において農地25,100ヘクタールとなっていて、減少率は6.95%となります。丸亀市においては、年間平均7.6ヘクタールの農地が減少していることを踏まえて、令和元年の農用地区域面積は1,934ヘクタールと見込まれます。香川県の考え方に合わせて、減少値を計算しますと、6.88%となりまして、香川県と同程度の減少率で、農地が確保されており、見直し後の農用地区域面積は妥当だと考えます。続きまして、別紙をご覧ください。丸亀農業振興地域整備計画書（抜粋）をご覧ください。人口とか農地の面積とかを実寸に合わせて、作業をしております。土地利用区分をご覧ください。ここで言う農用地というのは、国の方の基準で、分かりにくいのですが、農業振興地域内の農地全てが該当します。平成30年を現在といたしまして、農用地が2,797ヘクタールで、令和7年の目標が2,741ヘクタールで、56ヘクタールの減少が見込まれます。主に、住宅地、民家と予想しています。その他の面積が非常に大きく、2,432ヘクタールとなっています。主に雑種地が240ヘクタール、公衆用道路が297ヘクタールとなっています。次に、2ページをご覧ください。農用地区域の設定方針です。農用地として設定する農地について整理をしています。3ページをご覧ください。（2）ア．農用地の方針についてです。今後は認定農業者等担い手農家に農地を集積するとともに、集落営農組織の育成により、集団的な土地利用、機械・施設の有効利用等、本市の実態に即応した農業を推進し、均衡のとれた農業政策を努めることを基本方針とします。松岡会長の冒頭のあいさつにもありましたが、人・農地プランに取り組んで、丸亀市が実際にどう対応するのかを追加してほしいという、ご指摘をいただきました。こちらの方は別途、調整しまして、修正を加える可能性があります。旧丸亀市東西南北地区、綾歌町岡田、栗熊、富熊、飯山町法軍寺、坂元地区に対応して、それぞれの現況、令和元年の面積と令和7年の面積を算出しております。令

和7年の面積の増減が表示されています。南地区、川西町、郡家町、三条町、垂水町の減少が目立っています。一律の減少率で単純に面積を算出しておりまして、意向調査等を反映させたものではありません。6ページをご覧ください。農業生産基盤整備開発の計画とあります。今後、具体的に計画が進行することとなっています。区画整理、ため池整備事業、農道整備事業について設置しております。8ページをご覧ください。農用地等保全計画の表です。9ページをご覧ください。国勢調査の結果を基に、農業従事者の勤務状況を整理しております。最後に、土地利用計画図です。青枠で囲まれたエリアが農業振興地域です。緑枠で囲まれたエリアが見直し後の農用地です。裏面に島しょ部の農用地も掲載しております。島しょ部については、本島と牛島に、一部、農用地が残っております。農用地ではなくなっているのではないかと県から指摘がありましたが、まだ農業を継続している方がいらっしゃいますので、農用地としてそのまま維持することにしております。地図の説明は終わりますが、現在、農用地区域の最終的な確認を進めております。今後、10月に総合農政推進協議会に諮った後、土地改良区に説明しまして、農業委員会と土地改良区の同意を基に、10月18日に県と正式な協議に入ります。ご協力、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。農林水産課から、農業振興地域整備計画の中間見直しについて、説明が終わりました。ご質問等がありましたら、お願いします。特に、ありませんか。特に、ご意見も無いようですので、農業委員会として、異議がないものいたします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） ありがとうございます。

●会長（松岡繁君） その他の議題はございますか。それでは報告事項に移ります。定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは次第の裏面をご覧ください。前回農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は8月27日火曜日、大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分は9月5日木曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は9月10日火曜日、岩崎委員で、それぞれ9時から正午まで行いました。綾歌市民総合センターで1件のご相談がございました。内容は、永小作権の解消をして農地を返したいという相談でした。両者の合意のもと、書類を作成し提出をしていただくことで解消できることを説明し、「農地法第18条第6項の規定による通知書」の書類を渡しました。続きまして、次回の農家相談会の開催予定です。飯山市民総合センター開催分は9月27日金曜日に大林孝行委員さんで、市役所本庁開催分は10月7日月曜日に尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分が10月10日木曜日松岡会長で、それぞれ9時から正午までとなっております。担当の方は、「農家相談の手引」をご持参ください。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。それでは、続きまして、「令和2年度農地等利用最適化推進

に関する意見について」を事務局から報告します。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。お手元に「令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見書」をお配りしています。前回、8月の総会において、みなさんにお諮りして、異議なしということでした。言葉使いを統一しております。内容については、変更ありません。10月1日に、農業委員と市長との意見交換会がありますので、そこで意見書を提出します。農業委員におかれましては、10月1日に、市役所においてになっていただいて、市長との意見交換会に同席していただきます。欠席なさる委員は、事務局に連絡してください。

●会長（松岡繁君） はい、ただいまの報告に対して、ご質問等はありませんか。無いようであります。事務局、その他の報告はありますか。

●事務局長（長法秀樹君） 先ほどの意見書の提出ですが、14時に市長に意見書を提出することになりますので、13時45分までにロビーに集合してください。その他の報告として、「委員視察研修について」と「農地利用の意向に関するアンケートについて」を報告いたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。まず、「令和元年度農業委員会視察研修について」説明いたします。資料として、「農業委員会視察研修について」というA4で5枚綴りのものを配布しています。前回、皆さんから提出されたアンケートを集計した結果、希望は遊休農地対策がいちばん多く、集落営農についてが2番目でした。日程は11月1日、11月6日、11月8日が、ほぼ同数となりました。バスの都合で、11月6日水曜日に決めました。11月6日が都合悪いと答えていた委員には、申し訳ありません。当日は、大型バス1台で行きます。出発時刻は、8時に綾歌市民総合センター、次に飯山運動公園、最後に市役所に寄ります。視察先は、遊休農地の再生、集落営農を重点に、香川県農業会議、農業改良普及所から意見を提案していただき、2か所決めました。1か所目の視察先は、岡山県総社市にありますコアテック株式会社です。この会社は、防草発電シートという、防草シートに太陽光発電パネルが付いたものを開発しました。法面に設置すると、草刈や薬剤散布の維持管理費を削減しつつ、発電を行うシートです。1時間程度の説明を受けようと考えています。2か所目は、岡山県美作市にあります、農事組合法人赤田営農センターです。平成17年12月に法人を設立しました。経営規模が黒大豆6.5ヘクタール、白大豆1.0ヘクタール、大麦3.0ヘクタール、そば3.0ヘクタール、水稻を加えて、合計で37.0ヘクタールです。役員5名、常勤従業員5名、臨時・パート従業員10名で耕作しています。出資者は27名です。オペレーター方式の営農組合です。売上が約10億円だそうです。中山間地域の集落営農組織の県のモデルに選定されています。美作市旧6町全域での農地管理を行っています。赤田営農センターの特徴としまして、4.9ヘクタールの耕作放棄地を再生して、大豆やそばの作付けを行っています。耕作放棄地の再生の事例として、参考にできると考え、視察先

に決めました。資料をご覧になって、視察参加をご検討ください。5枚目に出欠届けを添付しておりますので、10月10日までに事務局か両センターに提出するか事務局にご連絡ください。ご参加いただける委員におきましては、次回の総会が10月18日にありますので、視察の日当請求の押印をいただくようになります。視察に参加する方は、次回、印鑑をご持参ください。多数の方のご参加をお待ちしております。

●事務局長（長法秀樹君） 続きまして、「農地利用の意向に関するアンケートについて」説明いたします。本日は、該当者のみに資料を配布しております。横書きの利用意向調査表、今回の農地パトロールで、新たに、耕作放棄になっている農地について付けております。再調査指導委員のところに、お名前があると思います。今回の調査で新たに発生した遊休農地は62筆です。市外の所有者に対しては郵送しますので、実際、調査していただくのは、推進委員で13名、47件、53筆となっています。調査票ですが、ホッチキス止めしたものと再調査で3枚になっていると思います。日付は今日付けになっております。10月31日までに農業委員会事務局まで提出してください。まずは、8月までの現地調査の状況に基づいて、調査票を発行しています。いま出ております対象農地を、もう一度、確認していただきまして、耕作されていたり、草刈など管理ができていたりすれば、その調査票は事務局にお返しください。もしくは、再調査結果のところに、耕作もしくは、草管理と書いてください。再調査の結果、遊休農地のままであった場合は、その旨、書いて、調査票を所有者にお渡しして、回答書を記入していただくように、お話してください。解答欄に、チェックをしていただきます。いちばん上が農地中間管理機構を利用する。2番目が、中間管理機構を使わずに、自ら、借受手を探す。3番目が、自ら耕作する。その他として、転用したいとか、自由に書いていただいたら、と思います。留意事項としまして、こちらの調査票を配布した後、自ら耕作すると申し出た方につきまして、5か月を経過した後も変わらず管理されていない場合は、中間管理機構に協議するよという、勧告の文書が出ます。10月31日までとしておりますが、調査が終わりましたら、その都度、提出してください。この活動につきましては、最適化の事業になりますので、報告を出していただいたら、手当の対象になります。回答書と合わせて活動報告書も提出してください。

●会長（松岡繁君） 「委員視察研修」と「農地利用の意向に関するアンケート」につきまして、ご質問等はありませんか。特にありませんか。研修につきましては、農業委員会業務の一つだご理解ください。特段、用事の無い方はご出席ください。皆さんの方で、参考になるような取組がありましたら、発表してください。

以上で報告事項は終わります。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは土地に関する議題を読み上げます。

議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第55号「農用地配分計画（案）の意見聴取について」

議案第56号「非農地証明願について」

議案第57号「許可後の事業計画変更申請について」

報告事項といたしまして、

報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」となっております。よろしくお願
いいたします

●会長（松岡繁君） それでは、議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議
題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。
座って説明いたします。議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は
6件です。本日配付資料の位置図と一緒にご審議よろしくお願いいたします。

1番、田村町・・・面積608.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲
受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

2番、柞原町・・・合計面積1,131.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ
売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、三条町・・・合計面積2,167.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権
移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、中府町一丁目・・・面積8.25㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により売買による所有権移

転を行うものです。譲受人の所有する農地は、耕作面積が下限面積を満たしておりませんが、隣接する農地・・・は譲受人の田で、この・・・を購入することで農地の形状が整い、効率的に作業を行うことができるようになり、その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する譲受人の土地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められます。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、飯山町西坂元・・・面積809.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を栽培する計画が提出されています。

6番、飯山町西坂元・・・面積809.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、兼業による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を栽培する計画が提出されています。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びにだい7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」6件について、原案のとおり許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第51号「農地法第3条許可申請」6件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。次に、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いしま

す。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、垂水町・・・合計面積1,051.23㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和59年に母屋の一部、平成4年に農機具倉庫を建築し、宅地として現在まで利用していましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域が農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、綾歌町富熊・・・面積634.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電パネル7基と引込柱1本の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺のうちに係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは、採決をいたします。議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件について許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することといたします。次に、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件です。

1番、新田町・・・面積 425.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、住宅兼店舗1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、新田町・・・面積 770.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅2階建2棟と平屋建1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、柞原町・・・合計面積 2,998.98 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅2階建9棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、飯野町東二・・・面積 642.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、飯野町東分・・・合計面積 646.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、仮設の事務所3棟、便所2棟の建築整備、資材置場、作業用地の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和元年12月1日から令和2年7月31日まで8か月間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

6番、垂水町・・・面積 856.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅3棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、垂水町・・・合計面積 315.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、綾歌町岡田東・・・合計面積 670.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、工場兼事務所1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町東小川・・・合計面積 700.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に、無いようです。採決をいたします。議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」9件について許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」8件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 5ページをお開きください。議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第54号は、5ページから13ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数34件、筆数105筆、面積87,445.20 m²の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しましてご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」34件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に議案第55号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 8ページをお開きください。議案第55号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。議案第55号は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は14ページから21ページに記載のとおりです。72筆の機構からの認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対しご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第55号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として意義のない旨、回答いたします。続いて、議案第56号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 22ページをお開きください。議案第56号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、飯山町上法軍寺・・・合計面積170.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農業用施設（農道）として利用されております。

2番、飯山町東小川・・・面積5.37㎡【議案読み上げ】

申請地は、農業用施設（井戸）として利用されております。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第56号「非農地証明願」2件については原案どおり処理していくことにいたします。次に、議案第57号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 23ページをお開きください。議案第57号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1 番、田村町・・・合計面積 4,406.89 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 19 年 7 月 18 日、分譲住宅 16 棟の建築整備を行う計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、15 棟は完成しておりますが、残り 1 棟がまだ建築できておらず、工期を当初計画の平成 19 年 7 月 18 日から平成 30 年 11 月 11 日までを、令和 3 年 8 月 29 日まで 2 年 9 か月余り延長して分譲住宅 16 棟の完了を図りたいと申請がありました。

2 番、三条町・・・面積 797.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 27 年 8 月 3 日、分譲住宅 2 棟の建築整備を行う計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、残り 1 棟がまだ建築できておらず、工期を当初計画の平成 27 年 8 月 3 日から平成 31 年 1 月 30 日までを、令和 3 年 8 月 29 日まで 2 年 7 か月ほど延長して、分譲住宅 2 棟の完了を図りたいと申請がありました。

3 番、三条町・・・面積 2,606.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 28 年 2 月 25 日、分譲住宅 10 棟の建築整備を行う計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、残り 5 棟がまだ建築できておらず、工期を当初計画の平成 28 年 2 月 25 日から平成 31 年 1 月 30 日までを、令和 3 年 8 月 29 日まで 2 年 7 か月ほど延長して、分譲住宅 10 棟の完了を図りたいと申請がありました。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第 57 号「許可後の事業計画変更申請」3 件については原案どおり処理していくことにいたします。

それでは報告事項に入ります。報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 25 ページをお開きください。報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 6 件です。

1 番、郡家町・・・面積 1,025.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和元年 5 月 5 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2 番、綾歌町岡田東・・・合計面積 2,336.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 30 年 11 月 1 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はあ

りません。

3番、飯山町上法軍寺・・・面積426.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年6月11日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、飯山町下法軍寺・・・面積7,112.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年8月25日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

5番、飯山町西坂元・・・面積7,897㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年5月29日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

以上、報告第19号を報告いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようです。以上で、報告第19号の報告事項を終わります。以上で、9月定例総会での議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご協力、ありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） 事務連絡です。来月の定例総会の開催日程です。10月18日金曜日午前9時30分から、本館2階第3会議室、この会場で開催いたします。次に、現地調査についてです。農地転用の締切が10月4日となりますので、現地調査は8日火曜日に行います。関係委員には7日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。なお、利用意向アンケートについて、不明な点があれば、事務局まで、お問い合わせください。以上で、終わります。お疲れ様でした。

（10時56分終了）